2024年4月号

(2024年4月18日発行)

大阪: 〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail: <u>info@senshu-sr.com</u> HP: <u>https://senshu-sr.com</u>

# 泉州経営協会 静社労士事務所便り

# 障害者法定雇用率の引上げ

先週は毎日のようにオンラインミーティングがあり、久しぶりにお顔を拝見できた Client 様も多かったです。電話やメールよりも身近に感じることができて嬉しかったです。さて、今回は障害者法定雇用率の引上げについて紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<a href="https://senshu-sr.com/">の事務所便りタブよりご覧頂けます。</a>

# ◆障害者法定雇用率

法定雇用率[%]

1.5

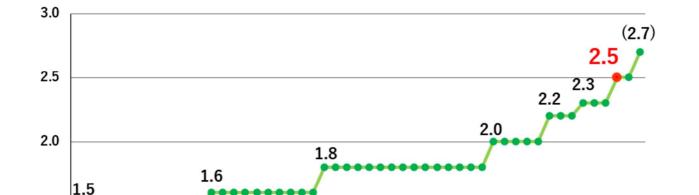
令和 6 年 4 月~令和 8 年 6 月までの障害者法定雇用率は、民間企業: 2.5%、国と地方自治体: 2.8%、都道府県等の教育委員会: 2.7%になりますので、民間企業については、常用労働者が 40 人いれば、1 人の障害者を雇用する必要があります (常用労働者数 40 人×2.5%=1.00 人 小数点以下切捨)

※常用労働者:週の所定労働時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む)。但し、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者については、1人をもって0.5人の労働者とみなす

# ◆民間企業の障害者法定雇用率の推移

民間企業の障害者法定雇用率の推移は下図になります。直近は数年で引上げされておりますので、障害者を雇用する 義務のある事業主になったり、障害者雇用数が変わったりすることにご注意ください。 令和8年7月からの民間企業の障害者法定雇用率は、2.7%になる見込みです。

民間企業の障害者法定雇用率の推移



# 1.0 S51 53 55 57 59 61 63 H2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24 26 28 30 R2 4 6 8 [

#### ◆障害者雇用状況の報告

障害者を雇用する義務のある事業主は、**毎年6月1日現在の状況を、障害者雇用状況報告書により、7月15日までにハローワーク(公共職業安定所)へ報告**する必要があります。報告用紙は、常用労働者数が該当規模の事業所に送付されます。

#### ◆除外率

林業、金属鉱業などの一部の業種の常用労働者数は、除外率により除外すべき労働者を控除した数になります。

例 金属鉱業: 常用労働者数 100 人×金属鉱業の除外率 40% = 除外人数 40 人

- ⇒ 常用労働者数 100 人 40 人 = 常用労働者数を 60 人とみなす
- ⇒ 常用労働者数 60 人×2.5% = 1.5 人 小数点以下切捨により、1 人の障害者を雇用する必要
- ※対象業種および除外率は、下部のリンク先よりご確認ください。

# ◆障害者の人数カウント

障害者の人数カウントは下表になります。令和 6 年 4 月から、10h 以上 20h 未満が追加されました。

週所定労働時間		30h以上	20h以上30h未満	10h以上20h未満
身体障害者		1	0.5	_
	重度	2	1	0.5
知的障害者		1	0.5	-
	重度	2	1	0.5
精神障害者		1	1(※)	0.5

※当分の間、0.5 ではなく1 になります。

[人]

身体障害者:身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方、及び7級に該当する障害が2以上重複する方。「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級とされる方、及び3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって2級に相当する障害を有するとされる方。

知的障害者:児童相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医、又は障害者雇用促進法の障害者職業センターにより知的障害者と判定された方。「重度知的障害者」とは知的障害者のうち、療育手帳で程度が「A」とされている方等、知的障害の程度が重いと判定された方。

精神障害者:精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

### ◆障害者雇用納付金の徴収、調整金と報奨金の支給

障害者雇用納付金の徴収:常用労働者数が100人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回っている場合

徴収額 1 人当たり月額 50,000 円

障害者雇用調整金の支給:常用労働者数が100人超の事業主で、常用障害者数が法定雇用障害者数を超

えている場合 支給額 1 人当たり月額 29,000 円

報奨金の支給:常用労働者数が100人以下の事業主で、常用障害者数が一定数を超えている場合

支給額 1 人当たり月額 21,000 円

※上記以外にも調整金や報奨金があります。調整金や報奨金は申請が必要です。

#### ◆資料

- ·厚生労働省 障害者雇用率制度: < https://www.mhlw.go.jp/content/000859466.pdf>
- ・厚生労働省 法定雇用率引上げと支援強化: < https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf >
- ・厚生労働省 令和 5 障害者雇用状況報告記入要領: < hhttps://www.mhlw.go.jp/content/001100468.pdf >※令和 5 年の資料になりますので、民間企業の障害者法定雇用率が 2.3%になります。

16ページの除外率対象業種と除外率の確認にご活用ください。

- ·独立行政法人高齢·障害·求職者雇用支援機構 障害者雇用納付金制度:
- <a href="https://www.ieed.go.ip/disability/q2k4vk000002t1vo-att/q2k4vk000003p1vn.pdf">https://www.ieed.go.ip/disability/q2k4vk000002t1vo-att/q2k4vk000003p1vn.pdf</a>